

令和7年6月13日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	山口幸二	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	江上新治
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	佐々野理子
総務係員	笠原良子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	山	崎	正	和
副	市	長	庭	木		淳
教	育	長	松	尾	文	雄
総	務	部	後	藤	英	明
総	務	部	錦	織	賢	二
企	画	部	松	尾	謙	一
企	画	部	山	北		太
営	業	部	佐	々	木	征
福	祉	部	馬	場	真	夫
福	祉	部	田	寄	美	智
こ	ど	も	古	賀	龍	一
こ	ど	も	野	口	幸	未
ま	ち	づ	弦	卷	一	寿
ま	ち	づ	山	口		洋
総	務	課	古	田	香	代
企	画	政	小	柳	真	一
財	政	課	藤	井	喜	友
会	計	管	田	中	祐	紀
選	挙	管	楠	原	健	一
監	査	委	前	田		実
農	業	委	木	村	明	美

議 事 日 程 第 6 号

6月13日（金）10時開議

- 日程第1 第36号議案 専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）
（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第2 第37号議案 専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第3 第38号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
（質疑・総務常任委員会付託）
- 日程第4 第39号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
（質疑・福祉文教常任委員会付託）
- 日程第5 第40号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第1回）
（質疑・所管常任委員会分割付託）
- 日程第6 第41号議案 令和7年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
（質疑・福祉文教常任委員会付託）
- 日程第7 第42号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（質疑・総務常任委員会付託）
- 日程第8 第43号議案 若木公民館建設事業建築主体工事請負契約の締結について
（質疑・福祉文教常任委員会付託）
- 日程第9 第44号議案 武雄市新文化交流施設建設（建築主体）工事請負契約の締結について
（質疑・福祉文教常任委員会付託）
- 日程第10 第45号議案 武雄市新文化交流施設建設（電気設備）工事請負契約の締結について
（質疑・福祉文教常任委員会付託）
- 日程第11 第46号議案 武雄市新文化交流施設建設（機械設備）工事請負契約の締結について
（質疑・福祉文教常任委員会付託）
- 日程第12 第47号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第2回）
（質疑・産業建設常任委員会付託）

日程第13	報告第2号	令和6年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告について (質疑)
日程第14	報告第3号	令和6年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (質疑)
日程第15	報告第4号	令和6年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について (質疑)
日程第16	報告第5号	令和6年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について (質疑)
日程第17	報告第6号	令和6年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について (質疑)
日程第18	報告第7号	令和6年度武雄市土地開発公社事業報告について (質疑)
日程第19	報告第8号	令和6年度一般財団法人武雄市スポーツ協会事業報告について (質疑)

開 議 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第42号議案から第47号議案までの以上6議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1 第36号議案

日程第1. 第36号議案 専決処分承認についてを議題といたします。

第36号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。
本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 36 号議案を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 36 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2 第 37 号議案

日程第 2. 第 37 号議案 専決処分承認についてを議題といたします。

第 37 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

限度額が上がるわけですが、この対象者は何名ですか。

それと、5 割、2 割の軽減措置で、対象世帯は幾らになるのかお示してください。

○議長（吉川里己君）

馬場福祉部長

○馬場福祉部長〔登壇〕

おはようございます。まず、国保の対象世帯とのことですが、世帯数は今年 3 月時点で 5,590 世帯になります。

そして、軽減措置の拡充に伴う 5 割と 2 割の対象世帯数だったと思いますが、5 割世帯と 2 割世帯合わせまして、38 世帯が軽減拡大の対象となっております。

以上です。

○議長（吉川里己君）

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

世帯総数ではなくて、最高限度額、106 万円から 109 万円になるわけでしょう。

それに該当する世帯は幾ら増えたと同時に、109 万円世帯は幾ら、最高世帯に該当する世帯は何世帯あるか、お尋ねしているわけです。

○議長（吉川里己君）

馬場福祉部長

○馬場福祉部長〔登壇〕

国保の課税限度額、それぞれ基礎賦課額とか後期高齢支援金等賦課額のそれぞれの引上げ

に伴う該当世帯数なら分かるんですが、全体の 106 万円から 109 万円に引き上げた影響に伴う世帯については、現在、手元に資料を持ち合わせておりません。後だって御報告したいと思います。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 37 号議案を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 3 第 38 号議案

日程第 3. 第 38 号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 38 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 4 第 39 号議案

日程第 4. 第 39 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 39 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第40号議案

日程第5. 第40号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

第40号議案に対する質疑を開始します。

質疑通告がっておりますので、まずこれを先に許可いたします。12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

第40号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について質疑をいたします。

7款1項3目12節の1,970万円の武雄長崎相互送客推進事業委託料について何点か質問をさせていただきます。

まず、この事業目的について御説明をいただきたいと思えます。

そして、対象者、どういう方が対象になるのか。

そして、委託事業ということでありますので、委託先ですね、どう決められているのか、決まっているのか。

そして、これ、一般財源を活用されております。一般質問の中でも物価高騰に対する影響等、答弁でもありました。

また、今日も189品目の値上げについて公表がされている中に、一般財源を活用される。プレミアム付商品券については物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですかね、これを活用されていく。単費を投入する理由ですね、これを明確にお答えください。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

おはようございます。まず、御質問がありました事業の目的ですが、武雄市と長崎市の相互送客の促進並びに長崎市との本事業連携により、観光を軸にしましての関係強化を目的としております。

対象者につきましては、今回、たけおP a yを予定しておりますので、アプリをインストール可能なデバイスといいますか、スマートフォン等を保有されている方を対象としております。

それと委託事業者の選定方法ですが、今の予定ですけど、プロポーザルによる随意契約ということで予定しております。

それと、一般財源の活用理由ということですが、観光誘客といった性格を有している。それから、事業実施のタイミングが極めて重要と考え、さらには武雄市が主体的、柔軟性を持って、本事業を実施させる必要があるため、一般財源を活用したところでございます。

○議長（吉川里己君）

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

先ほど物価高騰についても言いましたが、今回の分で一般財源を活用していく上で、たけおP a yをインストール可能な方だけが利用できるわけですよね。

ここで、公平性として保たれるのか、そういう議論があったのかですね。

また、長崎市との相互連携を図ると言われました。武雄市の単費として1,970万円出します。長崎市は、これ相互連携ということなから幾ら負担をされるのか、そこをお尋ねします。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

まず、今回、長崎市側にはチェックポイントをお願いしているところです。

まだ長崎市側での予算というのは、予定はありません。

今回は、その市民並びに観光客というところも対象にし、この付与は1件当たり4,000円ということにしておりますが、それ以上の経済効果も見込めるというふうに思っておりますので、そこで公平性が保てるのではないかと思っております。

○議長（吉川里己君）

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

単費を使って、市外の方にもこれ付与されるわけですよね。

公平性が保たれているということでしたが、いや、これ武雄市民の方があるんだっらいいんですけど、その辺についてはしっかり議論をされて、これ上げてこられたのか、最後お尋ねします。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

当然、議論はしておりますし、武雄市民も利用できるということになっておりますので、公平性は保てると思っております。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

18 番牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

今のでちょっと関連してお伺いですが、この今回使う、たけおP a yは、武雄市内でしか使えないたけおP a yなのか。それとも、それをインストールしたら、例えば長崎市、

諫早市、大村市、嬉野市でも、そのたけお P a y で支払いできるのか。

もし、それがよその自治体で使われるというなら、武雄市の一般会計をよそに使っているということになります。ですから、そこら辺の確認。

もともとこれは観光課じゃなくて、デジタル政策課がこれを考えて、総務に入っていたのですけれども、今度は観光課が使うということでされていますけれども、先ほど池田議員が言われた相互という言葉が使われるなら、やっぱり長崎市、その他の自治体にも、それ相応の予算のツケをやらないといけないと思いますけれども、その辺の論議はいかがになっているのか、再度お尋ねいたします。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部長

○佐々木営業部長〔登壇〕

まず、1点目の武雄市外でも使えるのかというのは、現時点で、武雄市内のみでしか使えませんので、他市で使うというのはいないです。

それと、もう1点が長崎市側の予算ということですかね。今回の事業では、長崎市側の予算はございません。

ただ、今後、ほかの事業も含めて、長崎市とは協力をしていく予定ですので、今回に関してはないということでお伝えしておきます。

○議長（吉川里己君）

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

18ページの教育費の中の図書館備品購入費と消耗品費、30万2,000円の内訳、お願いします。

○議長（吉川里己君）

野口こども教育部理事

○野口こども教育部理事〔登壇〕

これにつきましては、昨年11月に市民の方から匿名希望ということで、こども図書館に対して300万円の指定寄附があつてございます。

予算措置については、歳入については昨年度いたしております。

今回、寄附者の意向を踏まえ、購入するものが決まりましたので、歳出予算としてお願いしております。

内訳として需用費のほうは子供向けの書籍代、それから、老朽化したイルミネーションの電球更新費用でございます。

備品購入のほうは、障がいをお持ちの方の拡大鏡及び読み上げ機、図書館イベント等で使用するプロジェクター、可動式本棚でございます。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

ここで、第 37 号議案に対し、執行部から発言の申出がっておりますので、それを許可したいと思います。馬場福祉部長

○馬場福祉部長〔登壇〕

先ほど江原議員のほうから御質問のありました、課税限度額の引上げに伴う影響世帯数ですが、94 世帯となっております。

以上です。

日程第 6 第 41 号議案

○議長（吉川里己君）

日程第 6. 第 41 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 41 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 7 第 42 号議案

日程第 7. 第 42 号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。楠原選挙管理委員会事務局長

○楠原選挙管理委員会事務局長〔登壇〕

おはようございます。第 42 号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書（その 2）の 3 ページを御覧ください。

本議案につきましては、国において法律が改正されたことに併せまして、条例の改正について、議会の議決をお願いするものであります。

国会議員の選挙等の執行経費につきましては、3 年ごとの参議院議員選挙の折に改正されているところでありますが、今国会におきましても、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」が可決され、6 月 4 日に公布、同日施行されております。

また、7月には参議院議員通常選挙が予定されておりますので、市の特別職職員であります選挙長等の報酬額につきまして、改正をお願いするものであります。

詳細につきましては、議案書のほうにお示ししておりとなっております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

第42号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第42号議案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第43号議案

日程第8. 第43号議案 若木公民館建設事業建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。野口こども教育部理事

○野口こども教育部理事〔登壇〕

第43号議案 若木公民館建設事業建築主体工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

議案書（その2）の5ページを御覧ください。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

本工事は、建設共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った3つの企業体を指名し、5月22日に入札を行い、松尾一建工業・五光建設共同企業体が、消費税を含め2億4,728万円で落札され、5月28日付で仮契約を締結したものであります。

工期は、議決の日の翌日から令和8年2月27日までとなっております。

整備内容につきましては、若木公民館建設の建築主体工事となります。

議案資料2ページに配置図、付近見取図、3ページに平面図、4ページに立面図、5ページに仮契約書の写しを添付しておりますので、御参照ください。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

第43号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第43号議案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9～第11 第44号議案～第46号議案

日程第9. 第44号議案 武雄市新文化交流施設建設（建築主体）工事請負契約の締結についてから日程第11. 第46号議案 武雄市新文化交流施設建設（機械設備）工事請負契約の締結についてまでの以上3議案を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。野口こども教育部理事

○野口こども教育部理事〔登壇〕

第44号議案 武雄市新文化交流施設建設（建築主体）工事請負契約の締結についてから第46号議案 武雄市新文化交流施設建設（機械設備）工事請負契約の締結についての3議案について、補足説明を申し上げます。

本3議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案書（その2）6ページを御覧ください。

第44号議案、武雄市新文化交流施設建設（建築主体）工事は、建設共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った2つの共同企業体を指名し、5月29日に入札を行い、松田・本山・橋口建設共同企業体が、消費税を含め16億2,580万円で落札され、6月4日付で仮契約を締結したものであります。

工期は、議決の日の翌日から令和9年1月28日までとなっております。

整備内容につきましては、鉄筋コンクリート一部鉄骨造りで、2階建て、建物延床面積が3,773.43平方メートルとなっております。

議案資料6ページに配置図、7ページから10ページにかけて平面図、立面図、11ページに仮契約書の写しを添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案書（その2）8ページを御覧ください。

第45号議案、武雄市新文化交流施設建設（電気設備）工事は、建設共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った3つの共同企業体を指名し、5月29日に入札を行い、宮園電工・笠原電設建設共同企業体が、消費税を含め3億1,878万円で落札され、6月4日付で仮契約を締結したものであります。

工期は、議決の日の翌日から令和9年1月28日となっております。

議案資料12ページに仮契約書の写しを添付しております。

続きまして、議案書（その2）9ページを御覧ください。

第46号議案、武雄市新文化交流施設建設（機械設備）工事は、建設共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った2つの共同企業体を指名し、5月29日に入札を行い、松尾工業・松田建設特定建設共同企業体が、消費税を含め3億479万9,000円で落札され、6月4日付で仮契約を締結したものであります。

工期は、議決の日の翌日から令和9年1月28日となっております。

議案資料 13 ページに仮契約書の写しを添付しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

第 44 号議案から第 46 号議案までの 3 議案に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第 44 号議案から第 46 号議案までの 3 議案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12 第 47 号議案

日程第 12. 第 47 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。後藤総務部長

○後藤総務部長〔登壇〕

第 47 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について、補足説明を申し上げます。

近年の急激な物価上昇により、資材費や動力光熱費に影響が出ており、お茶生産者の皆様は厳しい状況にあります。

このような中、3 月末の記録的な寒波により、年間の売上げの大半を占める一番茶に大きな影響が出ております。

また、来年度に第 80 回全国お茶まつり佐賀大会の開催を控えており、お茶の品質向上が求められるところです。

今回、5 月下旬に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加配分があったため、お茶生産者の皆様に早急に支援を行うべく、追加で補正をお願いするものであります。

補正予算書の 2 ページを御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正については、歳入歳出にそれぞれ 480 万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 311 億 7,233 万 1,000 円とするものでございます。

歳出について御説明いたします。

予算説明書の 10 ページを御覧ください。

6 款. 農林業費では、茶生産対策支援事業に係る経費として、茶生産対策支援事業補助金 480 万円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

予算説明書の 9 ページを御覧ください。

15 款. 国庫支出金では、茶生産対策支援事業に係る国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 480 万円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

第 47 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第 47 号議案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 報告第 2 号

日程第 13. 報告第 2 号 令和 6 年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 2 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 14 報告第 3 号

日程第 14. 報告第 3 号 令和 6 年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 3 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 15 報告第 4 号

日程第 15. 報告第 4 号 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 4 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 16 報告第 5 号

日程第 16. 報告第 5 号 令和 6 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第5号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第17 報告第6号

日程第17. 報告第6号 令和6年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第6号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第18 報告第7号

日程第18. 報告第7号 令和6年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第7号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第19 報告第8号

日程第19. 報告第8号 令和6年度一般財団法人武雄市スポーツ協会事業報告についてを議題といたします。

報告第8号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 10時30分

